

大分県報

平成三十年
第二九八九号
六月五日

（火曜日）

目次

規則

職員の仕事の設置に関する規則の一部改正……………一

告示

特定非営利活動法人の設立認証申請……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請（二件）……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更許可申請……………七

指定予定保安林……………一〇

道路区域の決定……………一〇

道路区域の変更……………一〇

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………一一

公告

平成三十年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）公告……………一二

平成三十年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格試験Ⅱ公告……………一五

規則

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月五日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第五十六号

職員の仕事に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に関する規則（昭和三十三年大分県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の技術の項中「研究員」の下に「、学芸員」を加える。

平成三十年六月五日

大分県報（規則・告示）

一

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成三十年四月一日から適用する。

告示

大分県告示第三百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成三十年六月五日

大分県知事 広 瀬 貞

一 申請のあった年月日

平成三十年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 Midori のレモン

三 代表者の氏名

金子 世津夫

四 主たる事務所の所在地

大分市

五 定款に記載された目的

この法人は、生後から就学前までの著しく情緒が発達する時期である子供たち一人一人が頭を使ってよく遊びながら大人との良い関係作りを学ぶ事で情緒の安定を促進させ、家庭と共に将来精神的にも生活面に於いても自立していきける子育てを推進する。

又各父兄間同士の横のつながりと地域の方たちとの交流を大切に、近隣の育児相談等を専門の担当員により随時行う事で地域に於いての輪を拡げていくようにする。

大分県告示第三百七十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十年六月五日

大分県知事 広 瀬 貞

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び豊後大野市役所

大分県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
平成三十年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字蒲江浦字鷺谷四四九七番（次の図に示す部分に限る。）、四四一五番四七、四四一五番五一、四四一五番五二、四四一五番五四、四四一五番五七から四四一五番五九まで、四四一五番六一から四四一五番六六まで、四五〇〇番三、四五〇〇番四、四五〇〇番七

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字鷺谷四四一五番六四・四四一五番六五・四四九七・四五〇〇番三・四五〇〇番四・四五〇〇番七（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成三十年六月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

大分市大字下郡字竹ケ下三一五四番七から大分市大字下郡字竹ケ下三一五四番二三まで

大分市大字下郡字竹ケ下三一六〇番一七から大分市大字下郡字出口二九七九番六まで

大分市下郡南一丁目一〇〇番から大分市下郡南一丁目一〇三番まで

県道大分白杵線

大分市下郡南三丁目一〇〇番から大分市下郡南三丁目一〇二番まで

大分市下郡南三丁目二二五番から大分市下郡南三丁目二二九番まで

大分市下郡南三丁目一三〇番から大分市下郡南三丁目一三三番まで

大分市下郡南三丁目一四九番から大分市下郡南三丁目一五二番まで

大分県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年六月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年六月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 道路の種類 | 区 間 | 区域変更 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------|-----|---------------|-------|-----|
| | | 大分県知事 広 瀬 勝 貞 | | |

| 及び路線名 | 前後別 | 指定区域の名 | | 朝日 |
|---|-----|---|-------------------------------------|-----|
| | | 市町村 | 大字 | |
| 県道豊後高田安岐線 | 前 | 豊後高田市小田原字上村四四四番地先から豊後高田市小田原字上村四三五番一地先まで | 豊後高田市小田原字上村四四四番から豊後高田市小田原字上村四三五番一まで | 日田市 |
| | 後 | メートル 一七・二 〇一一・八 | メートル 二九・二 〇一四・〇 | 小迫 |
| | | メートル 九〇・四 | メートル 九三・六 | 原村 |
| 大分県告示第三百七十九号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。 平成三十年六月五日 | | | | |
| 大分県知事 広瀬勝貞 | | | | |
| | | 所 在 地 | | |
| | | 一四一九番、一四二二番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、一四二九番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、一四三六番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分） 一四三七番一、一四三七番二及び一四三八番一 一三七五番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、一三七六番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、一三七七番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、一三七七番二の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、一三七七番三から一三七七番六まで、一三七九番一、一三七九番二の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、一三八〇番一の一部（標柱 | | |
| | | 追 日田市 日高 会所山 当ノ木 小清水 番二 | | |
| | | 五三番一の一部（標柱二号から七号までを順次結んだ線の南側の部分） 五一七番、五一七番二、五一九番一、五一九番二、五二二番二、五二六番一の一部（標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分）、五二六番二、五二六番五の一部（標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分）、五二六番六、五二六番八の一部（標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分）、五二八番一の一部（標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分）、五二八番三の一部（標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分）、五二九番一、五二九番二、五三〇番一、五三〇番二、五三一番一の一部（標柱十四号から十六号までを順次結んだ線の北側の部分）、五三四番一、五三四番二の一部 | | |

平成三十年六月五日

大分県報（告示）

| | | | | |
|----|------------|----|---------------------|--|
| 小迫 | 宇佐市 院内町 | 原口 | 柿添 前 口畑ノ 上 | 五八四番、五八五番、五八五番二、五八六番、五八七番、五八七番二、五八八番、五八九番一、五八九番二、五九〇番及び五九〇番二 六一八番二及び六一九番一から六一九番三まで 六二〇番の一部(標柱二号から四号まで)を順次結んだ線の西側の部分、六二二番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、六二二番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)及び六二三番の一部(標柱一号から三号まで)を順次結んだ線の東側の部分) |
|----|------------|----|---------------------|--|

これらの土地に伴う国有地等無添地の全部

公 告

平成30年度大分県職員採用上級試験(社会人経験者) 公告

平成30年6月5日

大分県人事委員会

次のとおり、平成30年度大分県職員採用上級試験(社会人経験者)を行います。

1 試験区分、採用予定者数及び職務の内容

| 試験区分 | 採用予定者数 | 職務の内容 |
|------------|--------|-------------------------------|
| 行政(社会人経験者) | 8人 | 知事部局、教育委員会等に勤務し、一般行政事務に従事します。 |

| | | |
|--------------|----|--|
| 総合土木(社会人経験者) | 5人 | なお、県立学校に勤務する場合があります。知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。 |
|--------------|----|--|

注1 申込みできる試験区分は、このうち一つに限ります。また、申込書の受付後に試験区分を変更することはできません。

注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢

試験区分

| 試験区分 | 年 齢 |
|--------------|-----------------------------|
| 行政(社会人経験者) | 昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 |
| 総合土木(社会人経験者) | |

(2) 国籍

日本国籍を有しない者も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます(詳しくは6を参照してください)。

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

| 試験 | 試験日時 | 試験会場 | 備考 |
|-------|--|--|---------------------------|
| 第1次試験 | 平成30年9月23日(日) 入室開始 午前9時 着席完了 午前9時30分 試験時間 教養試験 午前10時から 12時まで 論文試験又は専門試験 適性検査 | 大分会場 大分県立大分西高等学校 (大分市新春日町2丁目1-1) 関東会場 都道府県会館(4階会議室) (東京都千代田区平河町2-6-3) | 大分会場又は関東会場のいずれかを選択してください。 |

| | | | |
|-----------|---|-----------------------------|--|
| | 午後 1 時30分から 3 時50分頃まで (注) 遅刻者は試験開 始後、30分を経過し たら入室できません。 ん。 | | |
| 第2次 試験 | 平成30年11月17日(土) 又は18日(日) | 大分県教育センター (大分市且野原847番の2) | 試験日時は第 1次試験合格 通知の際、本 人に通知しま す。 |

注 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐停車は
できません。

(2) 試験の内容

次の試験を大学卒業程度の内容で実施します。

ア 第1次試験

受験者全員に対して次の試験種目を実施します。

イ 教養試験

公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解(英文を含む。))、判断推理、数的推理、資料解釈)について択一式による筆記試験をします。

(2時間 40問 60点)

ロ 論文試験(「行政(社会人経験者)」で実施)

社会人経験により培われた能力、公務に取り組み意欲及び職務の遂行に必要な論理的思考力等について筆記試験をします。

(1時間30分 1,600字以内 140点)

なお、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合、論文試験の採点は行いません。

ハ 専門試験(「総合土木(社会人経験者)」で実施)

専門的知識及び技術等の能力について記述式による筆記試験をします。

出題分野は、土質工学、構造力学、水理学、土木計画(河川・道路・都市計画)、建設環境、測量学、農業水利、農村環境整備、農業土木構造物、農地工学です。

(1時間30分 140点)

イ 第2次試験

ロ 適性検査

受験者全員に対して、職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。なお、試験は第1次試験日に実施しますが、判定は第1次試験合格者のみ行い、面接試験の参考資料にします。

ハ 面接試験

人物について集団討論及び個別面接(1回20分～30分程度の面接を3回実施)による試験をします。

(400点)

ニ 合格者の決定方法

最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。

また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。

(3) 試験結果の発表

| 試験 | 発表の時期 | 発表の方法 |
|-------|------------------------|--|
| 第1次試験 | 平成30年10月23日(火) 午前9時 | 合格者には合格通知書を郵送します。また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」(大分県庁舎本館1階県政展示ホール)に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します。 |
| 第2次試験 | 平成30年11月下旬 | |

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。

注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書において、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月25日(木)までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示請求

大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付きのもの))を持参の上、午前

8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接おいでください。（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------|--------------------------|------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 (途中棄権者を除く。) | 試験種目別得点、総合得点 及び総合順位 | 合格発表の日 から起算して 1月間 | 大分県人事委員会事務局 (大分県市町村 会館6階) |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | | | |

(2) 郵送による情報提供

郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、試験区分及び受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)を用意し、392円(簡易書留相当)分の切手を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間に有効)に成績順に登録されます。大分県人事委員会は、任命権者(知事)からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者の中から採用者を決定します。

イ 採用予定時期は、原則として平成31年4月1日です。

ウ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 給与

ア 給料月額

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験年数が8年の場合、月額224,800円程度です。

イ 給料以外の主な諸手当

勤務怠慢等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

6 日本国籍を有しない者の任用

日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。

(公権力の行使に該当する主な職務の例)

- ・税の賦課決定、徴収及び滞納処分
 - ・法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)に基づく許認可(法人設立認可等)
 - ・法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り
 - ・公物管理権に基づく権力作用の行為(施設の使用許可、立入許可等)
 - ・法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
 - ・その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為
(公の意思形成への参画に携わる職)
- 部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職が該当します。

詳しくは、大分県人事委員会事務局までお問い合わせください。

7 受験手続

(1) 申込書等の請求

申込書等は、次の県の機関で配布します。

| 機 関 名 | 所 在 地 等 |
|-------------|---|
| 大分県人事委員会事務局 | 〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212 |
| 大分県東部振興局 | 〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎) 電話 0978-72-1212 |
| 大分県南部振興局 | 〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390 |
| 大分県豊肥振興局 | 〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎) 電話 0974-63-1171 |
| 大分県西部振興局 | 〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎) 電話 0973-23-2200 |
| 大分県北部振興局 | 〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎) 電話 0978-32-1170 |
| 豊後高田土木事務所 | 〒879-0621 豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎) 電話 0978-22-2285 |
| 別府土木事務所 | 〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211 |
| 臼杵土木事務所 | 〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 |

| | |
|-----------|---|
| | 電話 0972-63-4136 |
| 豊後大野土木事務所 | 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎) 電話 0974-22-1056 |
| 玖珠土木事務所 | 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎) 電話 0973-72-1152 |
| 中津土木事務所 | 〒871-0024 中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎) 電話 0979-22-2110 |
| 大分県東京事務所 | 〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2 (ヒューリック西銀座ビル6階) 電話 03-6862-8787 |
| 大分県大阪事務所 | 〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 (大阪駅前第3ビル21階) 電話 06-6345-0071 |
| 大分県福岡事務所 | 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8 (福岡天神センタービル10階) 電話 092-721-0041 |
| 大分県立図書館 | 〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972 |

注 郵便で請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒(240mm×332mm)を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。

封筒の表左側に、「上級(社会人経験者)受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年7月30日(月)～8月17日(金)

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

イ 郵送による申込みの場合

平成30年7月30日(月)～8月17日(金)

注 郵送された申込書は、8月17日(金)までの消印があるものだけに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出

ア インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

イ 郵送による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に62円切手を貼って、大分県人事委員会事務局宛てに郵送してください。封筒の表左側に「上級(社会人経験者)受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続きを行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

(4) 申込者への受験票の送付

郵送による申込みの場合は、8月下旬に申込者へ受験票を郵送します。また、インターネットによる申込みの場合は、8月下旬に電子メールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。

なお、9月5日(水)までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(5) その他

受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

8 受験上の配慮

車いすの使用等受験に際して配慮を希望する方は、試験会場の準備のため、申込みの際に大分県人事委員会事務局までお知らせください。

9 問合せ先はか

大分県人事委員会事務局

電話 097-506-5212

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>

平成30年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱ公告
平成30年6月5日

大分県人事委員会

次のとおり、平成30年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱを行います。

1 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容

| 種類 | 試験区分 | 採用予定者数 | 職務の内容 |
|----|------|--------|----------------------------|
| 中級 | 総合土木 | 1人 | 知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。 |

| | | | |
|---------|----------|-------------------|--|
| 初 級 | 一般事務 | 10人 | 知事部局、教育委員会等に勤務し、一般事務に従事します。 なお、県立学校に勤務する場合があります。 |
| | 教育事務 | 3人 | 教育委員会又は市町村立学校に勤務し、教育事務に従事します。 |
| 警 察 事 務 | 警察事務 | 5人 | 警察本部、県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事します（当直、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。）。 |
| | 林業 | 2人 | 知事部局に勤務し、専門の業務に従事します。 |
| 総 合 士 木 | 総合士木 | 2人 | 知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。 |
| | 医療免許資格職Ⅱ | 診療放射線技師 臨床検査技師 | 2人 3人 |
| 資格職Ⅱ | 臨床検査技師 | 3人 | 県立学校、市町村立学校等に勤務し、学校給食の栄養に関する業務に従事します。 |
| | 学校栄養職員 | 1人 | |
| 計 | | 29人 | |

注 1 申込みできる試験区分は、このうち一つに限ります。

また、申込書の受付後に試験区分を変更することはできません。

注 2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢等

| 種類 | 試験区分 | 年 齢 等 |
|-----|------|---|
| 中 級 | 総合士木 | 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は受験できません。 |
| | 一般事務 | 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は受験できません。 |
| 初 級 | 一般事務 | 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は受験できません。 |
| | 警察事務 | 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は受験できません。 |
| | 林業 | |

| | |
|------|---|
| 総合士木 | 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（4年制以上のもの）、短期大学及び高等専門学校を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は受験できません。 |
|------|---|

| | | |
|----------|-------------------|-----------------------------|
| 医療免許資格職Ⅱ | 診療放射線技師 臨床検査技師 | 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 |
| 学校栄養職員 | 学校栄養職員 | 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 |

注 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(2) 国籍

日本国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。

ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます（詳しくは6を参照してください。）。

(3) 免許

次の試験区分の受験には、それぞれ免許が必要です。

| 種類 | 試験区分 | 免 許 |
|----------|---------|---|
| 医療免許資格職Ⅱ | 診療放射線技師 | 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に規定する診療放射線技師の免許を有する者又は平成31年5月31日までに取得見込みの者 |
| | 臨床検査技師 | 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に規定する臨床検査技師の免許を有する者又は平成31年5月31日までに取得見込みの者 |
| 学校栄養職員 | 学校栄養職員 | 栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士の免許を有する者又は平成31年3月31日までに取得見込みの者 |

注 上記の免許を取得見込みの者は、各取得期限までに取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用されません。

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

| 試験 | 試験日時 | 試験会場 |
|-------|---|---|
| 第1次試験 | 平成30年9月23日(日) 入室開始 午前8時30分 着席完了 午前9時 試験時間 教養試験 午前9時30分から12時まで 教養試験Ⅱ(事務系) 午後1時30分から2時30分まで 専門試験(技術系) 午後1時30分から3時30分まで (注) 遅刻者は試験開始後、30分を経過したら入室できません。 | 大分県立大分西高等学校 (大分市新春日町2丁目1-1) |
| 第2次試験 | 作文試験・専門試験・適性検査 平成30年10月11日(木) 面接試験 平成30年10月19日(金)から10月24日(水)までの指定する1日 | 大分県庁 (大分市大手町3丁目1番1号) 大分県教育センター (大分市大字且野原847番地の2) |

※試験日時は第1次試験合格通知の際、本人に通知します。

注1 事務系とは試験区分のうち「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」を指し、技術系とは事務系以外の試験区分を指します(以下同じ)。

注2 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車はできません。

(2) 試験の内容

次の試験を中級試験及び医療免許資格職試験Ⅱは短期大学卒業程度、初級試験は高等学校卒業程度の内容で実施します。

ア 第1次試験

受験者全員に対して次の試験種目を実施します。

イ 教養試験

公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈)について択一式による筆記試験をします。(2時間30分 50問 事務系:160点、技術系:80点)

ロ 教養試験Ⅱ(事務系の受験者に対して実施)

国語の基礎力について筆記試験をします。(1時間 40点)

ウ 専門試験(技術系の受験者に対して実施)

専門的知識、技術等の能力について択一式による筆記試験をします。
(2時間 40問 120点)

試験区分ごとの出題分野は別表1のとおりです。

エ 第2次試験

第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

イ 作文試験(初級試験の受験者に対して実施)

職務の遂行に必要な表現力、構成力等について筆記試験をします。
(1時間20分 800字以内 50点)

ロ 専門試験(中級試験、医療免許資格職試験Ⅱの受験者に対して実施)

専門的知識、技術等の能力について記述式による筆記試験をします。
(1時間30分 100点)

ハ 適性検査

職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。

ニ 面接試験

人物について個別面接(1回20分～30分程度の面接を3回実施)による試験をします。
(初級試験:250点、中級試験・医療免許資格職試験Ⅱ:300点)

ヒ 合格者の決定方法

最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。

ヘ また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

ホ なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。

(3) 試験結果の発表

試験結果の発表

試験 発表の時期

発表の方法

第1次試験

平成30年10月3日(水) 合格者には合格通知書を郵送します。また、合格

| | |
|-------|--|
| 午前9時 | 者の受験番号は、「県政揭示板」（大分県庁舎本館1階県政展示ホール）に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します。 |
| 第2次試験 | 平成30年11月中旬 |

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政揭示板」又は大分県のホームページで確認してください。

注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書において、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月5日（金）までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示請求

大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接お問い合わせください。（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------|----------------------|--------------------|-----------------|-------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者（途中棄権者を除く。） | 試験種目別得点、総合得点及び総合順位 | 合格発表の日から起算して1月間 | 大分県人事委員会事務局（大分県市町村会館6階） |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | 合 順 位 | | |

(2) 郵送による情報提供

郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、試験区分及び受験番号を記載した返信用長形3号封筒（235mm×120mm）を用意し、392円（簡易書留相当）分の切手を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿（原則として確定後1年間に有効）に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、任命権者（知事、教育委員会及び警察本部長）からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者がその中から採用者を決定します。

イ 採用予定時期は、原則として平成31年4月1日以降ですが、既卒者については、それより前に採用されることもあり得ます。

ウ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

エ 「警察事務」については、採用後警察学校において1月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。

(2) 給与

ア 給料月額（例）

| | | |
|---------|----------|-----------|
| 中 級 試 験 | 165,700円 | （短大卒の場合） |
| 初 級 試 験 | 151,500円 | （高校卒の場合） |
| 診療放射線技師 | 181,700円 | （短大3卒の場合） |
| 臨床検査技師 | 181,700円 | （短大3卒の場合） |
| 学校栄養職員 | 170,400円 | （短大卒の場合） |

注 上記の給料月額は、平成30年4月1日現在の初任給であり、経歴等に応じて加算されます。

イ 給料以外の主な諸手当

勤務態様等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤続手当等が支給されます。

6 日本国籍を有しない者の任用

日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。

（公権力の行使に該当する主な職務の例）

- ・ 税の賦課決定、徴収及び滞納処分
 - ・ 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づく許認可（法人設立認可等）
 - ・ 法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り
 - ・ 公物管理権に基づく権力作用の行為（施設の使用許可、立入許可等）
 - ・ 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
 - ・ その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為
- （公の意思形成への参画に携わる職）
- 部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画す

る職が該当します。

詳しくは、大分県人事委員会事務局までお問い合わせください。

7 受験手続

(1) 申込書等の請求

申込書等は、次の県の機関で配布します。

| 機 関 名 | 所 在 地 等 |
|-------------|---|
| 大分県人事委員会事務局 | 〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212 |
| 大分県東部振興局 | 〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎) 電話 0978-72-1212 |
| 大分県南部振興局 | 〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390 |
| 大分県豊肥振興局 | 〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎) 電話 0974-63-1171 |
| 大分県西部振興局 | 〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎) 電話 0973-23-2200 |
| 大分県北部振興局 | 〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎) 電話 0978-32-1170 |
| 豊後高田土木事務所 | 〒879-0621 豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎) 電話 0978-22-2285 |
| 別府土木事務所 | 〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211 |
| 臼杵土木事務所 | 〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136 |
| 豊後大野土木事務所 | 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎) 電話 0974-22-1056 |
| 玖珠土木事務所 | 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎) 電話 0973-72-1152 |
| 中津土木事務所 | 〒871-0024 中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎) 電話 0979-22-2110 |
| 大分県東京事務所 | 〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2 (ビューリック西銀座ビル6階) 電話 03-6862-8787 |

大分県大阪事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 (大阪駅前第3ビル21階) 電話 06-6345-0071

大分県福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8 (福岡天神センタービル10階) 電話 092-721-0041

大分県立図書館

〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972

注 郵便で請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒 (240mm×332mm) を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。

封筒の表左側に、「中級・初級・医療Ⅱ受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年7月30日(月)～8月17日(金)

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

イ 郵送及び持参による申込みの場合

平成30年7月30日(月)～8月17日(金) (日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

注 郵送された申込書は、8月17日(金)までの消印があるものだけに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出

ア インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

イ 郵送及び持参による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に62円切手を貼って、大分県人事委員会事務局に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「中級・初級・医療Ⅱ受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続を行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。なお、申込時には写真を貼らないでください。

(4) 申込者への受験票の送付

インターネットによる申込みの場合は、8月下旬に電子メールにより受験票を送信す

るので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。また、郵送及び持参による申込みの場合は、8月下旬に申込者へ受験票を郵送します。
 なお、9月5日（水）までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(5) その他

受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

8 受験上の配慮

車いすの使用等受験に際して配慮を希望する方は、試験会場の準備のため、申込みの際に大分県人事委員会事務局までお知らせください。

9 問合せ先はか

大分県人事委員会事務局
 電話 097-506-5212

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>

別表1

| 種類 | 試験区分 | 出題分野 |
|----|-----------------|---|
| 中級 | 総合土木 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等） |
| 初級 | 林業 | 森林経営、森林科学、測量、林産物利用 |
| | 総合土木 | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等） |
| | 診療放射線技師 資格職Ⅱ | 放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学 |
| | 臨床検査技師 | 公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む。）、生理学、 |

| 種類 | 試験区分 | 出題分野 |
|----|------------------|--|
| 中級 | 総合土木 | 土質工学、構造力学、水理学、土木計画（河川・道路・都市計画）、建設環境、測量学、農業水利、農村環境整備、農業土木構造物、農地工学 |
| | 診療放射線技師 資格職Ⅱ | 画像工学・エックス線撮影技術学、R I 検査技術学、放射線治療技術学、放射線安全管理学 |
| | 臨床検査技師 学校栄養職員 | 公衆衛生学、臨床検査総論、血液学、微生物学、栄養指導、食品衛生学、調理理論、食品学 |

別表2

| 種類 | 試験区分 | 出題分野 |
|----|-----------------|--|
| 中級 | 総合土木 | 病理学（解剖・組織学を含む。）、臨床化学（生化学を含む。）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む。）、 |
| | 診療放射線技師 資格職Ⅱ | 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営 |